今日の一間(やまだ塾)

(2008年9月8日掲載)

解答	1		に係る実施主体と自治体の事務の流 障害児・者		障害児		
RPF 合*							
	サービス分野		■障害福祉サービス		■通所障害児サービス(知的障害		
			■障害児在宅サービス(居宅介護・		児通園施設・肢体不自由児施設等) ■障害児入所サービス(重症心身		
			児童デイサービス等) 				
						障害児施設・知的障害児施設等)	
	根拠法	根拠法		■障害者自立支援法		│■児童福祉法	
	実施主	実施主体		■支給決定は市町村が行う。		■支給決定(措置)は都道府県, 指	
					定都市または児童相談所設置市が 行う。		
	自治	契約	1	利用者(市町村に申請)	1	利用者(都道府県に申請)	
	体の		2	市町村(市町村審査会において	2	都道府県(市町村審査会にお	
	事務			障害程度区分に関する審査等を		いて障害程度区分に関する審	
	の流			行う)		査等を行い、障害の程度や介	
	h		3	市町村(利用者に支給決定を行		護者の状況や児童相談所の意	
				う)		見聴取を行う)	
			4	利用者(利用するサービスの契	3	市町村(利用者に支給決定を	
				約を結ぶ)		行う)	
					4	利用者(利用する施設と契約を	
						結ぶ)	
					■児童が満 18 歳に達した場合でも		
					│ │ 障害の程度が重度である場合には		
				延長利用が可能		長利用が可能となるケースもあ	
						a .	
		措置			1	 通告(通告者が都道府県, 指定	
						都市, 児童相談所設置市, <	
						市町村の場合もある>に通告	
				_		を行う)	
					②	都道府県(児童相談所に送致	
					_	する)	

http://www.yamadajuku.com/

③ 児童村	目談所(都道府県に報告	
する)		
4 都道府	牙県(利用者に対して措置	
を行う)	
■「障害児	施設給付費等の支給決	
定につい	て(2007年障発0322005	
号)」	号)」	
原則として	障害児施設の利用は契	
約によるこ	ととなるが、児童相談が	
以下の事態	由のいずれかに合致する	
と判断した	場合については、児童福	
祉法第27€	条第1項第3号の措置によ	
る利用を行	う。	
①保護者が	が精神疾患等の理由によ	
り制限行為	高能力者又はこれに準ず	
る状態にあ	る場合	
②保護者だ	が不在であることが認めら	
れ利用契約	りの締結が困難な場合	
③保護者の)虐待等により, 入所が必	
要であるに	もかかわらず利用契約の	
締結が困難	性と認められる場合	
■「措置」が	い「契約」の適用について	
は, 個別の	事例を十分に勘案し、子	
どもの最善	の利益を考慮し、各児童	
相談所が終	総合的に判断し、実施され	
ているが,	判断について,各自治体	
により差が	生じているという指摘が	
あり、課題	となっている。	